令和5年度

福島町議会 定例会6月会議

令和5年6月21日(水)

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件 名	頁
発委1	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3

発委第1号関係

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由について

近年、若者・女性を含めた地方議会議員へのなり手不足が全国で問題になっておりますが、当議会においても議員の高齢化が進み女性議員も居ない状況にあります。また、令和5年8月には改選期を迎えることから、令和4年4月19日開催の議会運営委員会において対策を協議し、令和4度の議会基本条例諮問会議に「適正な議員定数と議員歳費の検討について」を諮問しております。

諮問会議からの答申は、議員定数は現状維持、議員歳費月額については、現行の 算定方式を基本に、なり手不足対策として増額を次期改選期(令和5年8月)に向 けて検討すべきであり、検討に当たっては、「標準とする給与月額」を現在の「町 長・副町長・教育長の給与の平均」から、全国町村議会議長会が進める「原価方式」 の「町長の給与月額」にした場合の上げ幅を参考にすべきとの意見が議長に手交さ れました。

議会議員の歳費については、平成23年9月に現在の算出方式(福島町方式)を採用、その後、平成27年9月に歳費の10%相当額を減額する特例措置を廃止し、平成29年4月には特別職の給与の引き上げに伴い、再算定を行い現在に至っておりますが、議会では諮問会議の答申を基に算定した歳費月額を町民との懇談会で説明、頂いた意見を集約した結果、議員歳費の増額について町民の同意を得られたものと判断することから、歳費の増額を行うため条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容について

(1) 歳費(月額)の改正(第2条関係)

議員の歳費(月額)を下表のとおり改正するものです。

職	改正前	改正後	増減	
議長	278,000 円	321,000円	43,000 円	
副議長	222,000 円	257, 000 円	35,000 円	
常任委員長	201,000円	233, 000 円	32,000 円	
議会運営委員長	201,000 円	233, 000 円	32,000 円	
議員	187,000 円	216,000円	29,000円	

(2) 歳費の計算式の改正(別表第1関係)

議員の歳費の計算式について、「町長、副町長、教育長の給与月額の平均額」 を「町長の給与月額」に改正するものです。 (3) 文言の整理(第4条第3項、4項関係) 条文中の文言の整理を行うものです。

3. 施行期日について

この条例は、令和5年9月1日から施行します。

4. その他

(1)議会議員の歳費(議員報酬)月額の推移について

(単位:円)

区	i)	議	長	副議身	툳	常任委員長	議会運営	委員長	議	員
Н 5.4.	1	25	5,000	200, 0	000	180,000	180	, 000	17	0,000
H17.4.	1	24	5,000	195, 0	000	175, 000	175	, 000	16	55,000
H18.4.	1	23	4,000	184, 0	000	165, 000	165	, 000	15	57,000
Н19.9.	1	19	8,000	155, 0	000	141,000	141	, 000	13	31,000
Н23.9.	1	23	2,000	185,0	000	168, 000	168	, 000	15	66,000
Н27. 9.	1	25	9,000	207, 0	000	187, 000	187	, 000	17	4,000
H29.4.	1	27	8,000	222, 0	000	201,000	201	, 000	18	37,000

- ※1 平成23年9月1日から現在の歳費算出基準(福島町方式)を採用。 同時に特例措置として算出した歳費の10%相当額を減額しています。
- ※2 平成25年12月に同条例の一部改正を行い、平成27年9月1日より特例措置を廃止しています。

(2) 渡島管内(函館市・北斗市除く)の議員報酬について(R5.5.1 現在)

(単位:円)

区		分	議長		副議長	常任委員長	議会運営委員長	議	員
福	島	町	278, 0	00	222, 000	201, 000	201, 000	187	, 000
松	前	町	300, 0	00	240,000	220, 000	220, 000	210	, 000
知	内	町	255, 0	00	200, 000	180,000	180,000	170	, 000
木	古内	丁町	255, 0	00	200, 000	180,000	180,000	170	, 000
七	飯	町	380, 0	00	310,000	290, 000	290, 000	280	, 000
鹿	部	町	239, 0	00	185, 000	167,000	167, 000	158	, 000
森		町	295, 0	00	225, 000	205, 000	205, 000	195	, 000
八	雲	町	340, 0	00	275, 000	255, 000	255, 000	243	, 000
長	万部	町	250, 0	00	205, 000	185, 000	185, 000	175	, 000

(3) 改正による影響額について

○令和5年度 (R5.9.1~)

区分	改正前	改正後	増減額
歳費	2,038,000 円×7 か月=	2,357,000 円×7 ヶ月=	2, 233, 000 円
旅 賃	14, 266, 000 円	16, 499, 000 円	2, 233, 000 円
加十 工业	2,038,000 円×1.15×	2, 357, 000 円×1.15×	907 000 H
期末手当	2.2 ヶ月=5,157,000円	2.2ヶ月=5,964,000円	807, 000 円
合 計	19, 423, 000 円	22, 463, 000 円	3, 040, 000 円

○令和6年度以降

区	分	改正前	改正後	増減額
歳	費	2,038,000 円×12 か月=	2,357,000 円×12 ヶ月=	3, 828, 000 円
	浿	24, 456, 000 円	28, 284, 000 円	3, 828, 000 🗇
抽士	工 业	2,038,000 円×1.15×	2,357,000 円×1.15×	1,614,000 円
期末手当		4.4ヶ月=10,313,000円	4.4ヶ月=11,927,000円	1,014,000
		190 千円×31.5/100×	220 千円×31.5/100×	
共 済 犭	* 費	12 カ月×10 人=	12 ヶ月×10 人=	1, 134, 000 円
		7, 332, 000 円	8, 466, 000 円	
合	計	42, 101, 000 円	48, 677, 000 円	6, 576, 000 円